

たんばししゅわしさくすいしんほうしん 丹波市手話施策推進方針

たんばしまごころ さとしゅわげんごじょうれい へいせい ねんたんばしじょうれいだい ごう
丹波市丹(まごころ)の里手話言語条例(平成27年丹波市条例第45号。

いか しゅわげんごじょうれい だい じょうだい こう きてい もと たんばし
以下「手話言語条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、丹波市にお

しゅわしさく ぐたいてき すす たんばししゅわしさくすいしんほうしん いか ほんほうしん
ける手話施策を具体的に進めるため『丹波市手話施策推進方針』(以下「本方針」

という。)を次のとおり定めます。

1 目 的

ほんほうしん しゅわ げんご にんしき しみん しゅわ りかい ひろ
本方針は、手話が言語であるという認識のもと、市民に手話への理解を広げ、

しゅわ ふきゅう しゅわ ひつよう しみん せいかつ
手話を普及することで、手話を必要とするすべての市民が、あらゆる生活の

ばめん しゅわ じょうほうしゅとく いしそつう じりつ にちじょう
場面で手話による情報取得や意思疎通ができることにより、自立した日常

せいかつ いとな しゃかいさんか あんしん くら ちいきしゃかい じつげん
生活を営み、社会参加をし、安心して暮すことができる地域社会を実現す

ぐたいてき ほうさく こう もくてき さくてい
るための具体的な方策を講じることを目的に策定します。

2 推進目標

しゅわ まごころ さと
『手話でつながる丹の里たんば』をめざして

ほんほうしん もくてき たっせい む しゅわ ひつよう しみん おんせいげんご
本方針の目的の達成に向け、手話を必要とするすべての市民が、音声言語

じょうほう しゅわ しゅとく みずか じょうほう いし きも しゅわ
による情報を手話で取得し、そして、自らの情報や意思、気持ちを手話で

つた せいかつかんきょう たいせつ
伝えることのできる生活環境をつくっていくことが大切です。

たんばし しみんひとり しゅわ ところ あんしん くら
丹波市では、市民一人ひとりが手話によって心がつながり、安心して暮らす

ちいきしゃかい じつげん む しゅわ まごころ さと しゅわ
ことができる地域社会の実現に向け、『手話でつながる丹の里たんば』を手話

しきく すいしんもくひょう かか ひつよう しきく すす
施策の推進目標に掲げ、必要な施策を進めます。

3 すいしんしきく 推進施策

(1) しゅわ りかいそくしんおよ ふきゆう はか しきく 手話の理解促進及び普及を図るための施策

しゅわ ひつよう しみん あんしん く ちいきしゃかい じつげん
手話を必要とする市民が、安心して暮らすことができる地域社会を実現す
るためには、しみん しゅわ りかい ひつよう
市民の手話への理解が必要となります。

し しみん しゅわ りかい ふか しゅわ ひろ ふきゆう しきく
市では、市民が、手話について理解を深め、手話を広く普及させるための施策
じっし
を実施します。

じっししきく 【実施施策】

① しゅわげんごじょうれいほんほうしん こうほうし し どう
手話言語条例や本方針について、広報誌や市のホームページ等により

しみん ひろ しゅうちけいはつ
市民へ広く周知啓発します。

② ちいき こうきょうきかん じちかい いりょうきかん きんゆうきかん きぎょうなどじぎょうしょ しょう
地域（公共機関、自治会、医療機関、金融機関、企業等事業所、障

しゃ こうれいしゃせつとう しゅわ りかい そくしん かくしゅけいはつ
がい者・高齢者施設等）で手話への理解を促進するために各種啓発

じぎょう じっし
事業を実施します。

しみん しゅわ りかい そくしん しみんしゅわきょうしつ
・市民の手話への理解を促進するための『市民手話教室』

しみん しゅわ ふ じちかい とう
・市民が手話に触れるきっかけづくりとして、自治会、PTA等への

しゅつちよう しゅわきょうしつ
『出張ミニ手話教室』

こうきょうきかん みんかんじぎょうしゃむ しゅわけんしゅう
・公共機関、民間事業者向け『手話研修』

③ あす にな こ おんせいげんご おな しゅわ
明日を担う子どもたちが音声言語と同じように手話をコミュニケーション

じゅうよう しゅだん りかい しゅわ まな きかい ていきょう
の重要な手段として理解するよう手話を学ぶ機会を提供します。

・子どもたちが手話に親しむための『子ども手話教室』

・教職員向け『手話研修』

(2) 手話による情報取得及び手話が使いやすい環境づくりのための施策

市及び公共機関や民間事業者等が発信する音声言語による情報

について、ろう者にも情報の提供が保障される必要があります。

ろう者への情報提供を保障するため、手話による情報提供ができ

る環境づくりを進めていきます。

【実施施策】

①手話通訳者派遣事業を継続して実施し、意思疎通支援を行います。

②多くの市民が手話を学び、手話が使いやすい環境をつくるため次の講座

を実施します。

・手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）

③市の窓口などでの行政情報の提供について、手話による情報

取得ができる環境を整えるため調査研究し、情報提供方法

の改善を図ります。

④市議会における手話通訳を配置するよう支援に努めます。

⑤市主催のイベントに手話通訳を配置するよう努めます。

⑥災害時における情報の発信及び情報収集方法の向上について

て地域住民と協力して改善に取り組みます。

⑦ 公共機関及び民間事業者等から提供される音声言語による情報

について、手話への理解及び配慮を求めていきます。

⑧ 手話通訳者の派遣を補完するため、電子機器等を活用した遠隔手話通訳

の実施に向け調査研究をします。

(3) 手話通訳者の配置又は派遣等意思疎通支援のための施策

手話通訳者は、手話を必要とする市民が、手話による情報取得や意思

疎通を行う上で、情報や意思を正確に伝えるという重要な役割を担っています。

市は、手話を必要とする市民が、生活のあらゆる場面で手話による意思疎通

支援が受けられるよう、手話通訳者の役割を十分に認識し、手話通訳者

の確保及び通訳技術向上を図る施策を実施します。

【実施施策】

① 登録手話通訳者現任研修を実施し、手話通訳者の技術及び知識

向上を図ります。

② 手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ、通訳Ⅱ）を実施し、登録手話通訳者の

養成をします。

③ 手話通訳士試験対策講座を実施し、専門性を持った丹波市登録手話通

訳者の増加を図ります。

④ 全国統一試験対策講座を実施し、丹波市登録手話通訳者の増加を図り

ます。

4 施策の評価・検証

(1) 毎年度、本方針に基づく施策について、短期的に実施するものと

中長期的に取り組んでいくものを明確にしながら、それぞれの施策の

推進状況を調査し評価・検証します。

(2) 各施策の評価・検証の結果、必要に応じて施策の見直しや新たな施策を

実施します。

5 本方針の評価・検証及び推進に係る体制

本方針に示す施策の評価・検証及び推進は、丹波市手話施策推進協

議会が行うものとし、その事務局は丹波市福祉部に置きます。